

様式第6号（第9条）

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
ユワイ産機株式会社	常陸太田市岡田町1587番地の3	9-810029

2 指名停止措置期間

令和5年1月17日 ～ 令和5年2月16日 1か月

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

ユワイ産機株式会社は、令和4年12月29日、業務作業中に作業員が安全確認を十分行わないままパッカー車を移動させたため、作業員助手がごみピットに転落し、骨折などの重傷を負う事故を起こした。

5 指名停止理由

ユワイ産機株式会社が履行関係者に負傷者を生じたことは「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」別表第7号（2）に該当する。

〈指名停止措置要領別表〉

措 置 要 件	期 間
1～6（略） （労働災害事故）	
7（1） 略 （2） 市が発注した物品調達等契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
8～9（略）	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111